

住宅宿泊事業の届出を予定されている皆様へ ～ 消防法令適合通知書の交付の流れ～

消防法令適合通知書について

住宅宿泊事業の届出を行う際に、必要書類のひとつとして、消防法令適合通知書（※）を提出することが、京都市の条例で義務付けられています。

※ 消防法及び京都市火災予防条例に適合していることを認める消防署が発行する書面
(注) 消防署から消防法令適合通知書が発行されても、住宅宿泊事業が行えるわけではありません。他の関係法令の遵守や、住宅宿泊事業の届出が必要です。

消防法令適合通知書の交付の流れ

1 事前相談

必要となる消防用設備等の種類・設置箇所や届出書類など、手続きを円滑に進めるため、計画している届出住宅を「消防指導センター」又は「管轄する消防署」に相談してください。

2 消防用設備等の設置など

自動火災報知設備や誘導灯などの設置、防災物品の使用、防火管理者の選任など、消防法令に適合させてください。

※ 消防用設備等（誘導灯など）が不要となる場合もあるので、「消防指導センター」で事前に確認をしてください。

3 届出書類の提出

- 消防用設備等設置届出書などは「消防指導センター」に提出してください。
(注) 消防用設備等の設置前に、届出書の提出が必要となる場合もあります。
- 消防法令適合通知書交付申請書は「管轄消防署」に提出してください。

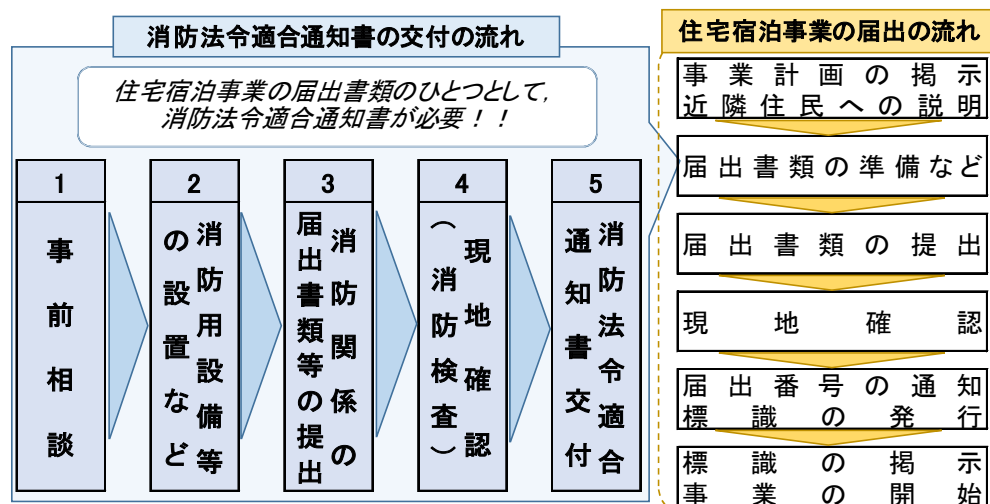
4 現地確認（消防検査）

消防署員が現地確認を行いますので、関係者の立ち会いが必要です。

なお、事業が営まれる状態での適合状況を確認する必要があるため、検査日までに、ベッド、机、収納棚、カーテンなどを備え付けておいてください。

5 消防法令適合通知書の交付

届出書類の審査や現地確認により、消防法令に適合していることが確認できれば、おおむね1週間で消防署から消防法令適合通知書を交付します。



消防法による規制の内容など

1 消防法による届出住宅の基本的な取扱い

届出住宅の消防法令上の用途は、宿泊施設（消防法施行令別表第1(5)項イ「旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するもの」又はその部分）として取り扱います。

<消防法令による主な規制内容（(5)項イとして取り扱う場合）>

主な内容	主な基準
消 火 器	①延べ面積150㎡以上のもの ②地階・無窓階(※1)・3階以上の階で50㎡以上のもの など
屋 内 消 火 栓 設 備	①延べ面積700㎡以上のもの ②地階・無窓階・4階以上の階で150㎡以上のもの など
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	11階建て以上のもの など
漏 電 火 災 警 報 器	延べ面積150㎡以上のもの など
自 動 火 災 報 知 設 備	全て
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積が500㎡以上のもの
避 難 器 具	地階・2階以上の階で収容人員(※2)が30人以上のもの など
誘 導 灯	全て
消 防 用 設 備 等 の 点 検 報 告 (年2回の点検、年1回の報告)	全て
防 火 管 理 者 の 選 任	建物全体の収容人員が30人(※2)以上のもの
防 炎 物 品 の 使 用	全て
避 難 経 路 図	全て(※3)
携 行 用 電 灯	全て
火気使用設備の位置、構造、管理	全て

※1 無窓階とは、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいいます。

※2 収容人員とは、宿泊客数などを消防法の規定に基づき算定した人数をいいます。

※3 住宅宿泊事業法においても、全ての届出住宅に避難経路図の設置が義務付けられています。

(注意)

- ・ 主な規制を整理したもので、他の対応が必要な場合や、緩和される場合もあります。
- ・ マンション（長屋）の一部で届出住宅を行う場合は、マンション（長屋）と宿泊施設の複合用途の建物（消防法施行令別表第1(16)項イ）となり、届出住宅部分だけでなく、建物全体に消防用設備等の設置などが新たに必要となる場合があります。

2 家主同居型の届出住宅の基本的な取扱い

人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われる住宅（「家主同居型」）については、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下となるときは、消防法令上の用途は、「住宅」として取り扱います。

なお、この用途の判定は、住戸ごとに判断するため、住宅宿泊事業者が不在となる住戸は、「宿泊施設（(5)項イ）」として取り扱います。

3 消防法令による規制のほか、消防局が指導する主な防火対策

- 出火防止に係る注意事項や火災発生時の初期対応の説明
 - ◆ 宿泊者の本人確認及び人数確認の際に、面接の方法(※)により、宿泊者に対し、次の事項を説明し、防火管理を徹底してください。
 - ※ 面接と同等の方法として市長が認める方法を含む。
 - ① 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法（喫煙の方法やコンロの使用方法など、出火防止に係る注意事項）
 - ② 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項（119番通報要領、初期消火・避難の方法など）
 - ◆ 説明は、文書、図面等を用いることにより分かりやすいものとしてください。
 - ◆ 説明事項を記載した書面等を、宿泊者が見やすく、かつ、火災が発生したときに宿泊者がすみやかに確認できる箇所に、掲示等の方法により備え付けてください。
 - ◆ 外国語による説明や記載が必要な場合は、外国語を用いてください。
- 万が一の火災の発生に備えて、消火器を設置するようにしてください。
- 宿泊者が使用するコンロは、安全装置付きのものを使用するようにしてください。

消防法令適合通知書交付申請書について

1 交付申請書

交付申請書に必要事項を記入してください。

2 添付図書

添付図書を用意してください。

- 付近見取図
- 建物の配置図
- 各階の平面図
- その他

- 建物の状況によって、他の図書の添付を求める場合があります。
- 添付図書が、消防への他の届出書類と重複する場合は、省略できることがあります。

消防に関する相談や届出について

1 事前相談をされる際のお願い

- 具体的な計画内容がわかる資料を用意してください。
具体的な面積や構造等が分からない場合、必要となる消防用設備等の種類・設置箇所などが判断できない場合がありますので、計画内容の詳細が分かる資料を用意してください。
 - ・ 付近見取図
 - ・ 敷地内配置図
 - ・ 各階の平面図
 - ・ 建物構造、延べ面積、宿泊者のベッドの配置数・場所等が分かる資料
- 専門的知識が必要です。
消防設備士、建築士等の専門家への相談は必ずしも義務ではありませんが、多くの場合、設備の設置工事、図面の作成等の専門的知識や資格が必要となります。
したがって、専門家と事前に相談することで、手続きが円滑に進められる場合があります。
- 消防法令以外の関係法令も遵守する必要があります。
住宅宿泊事業法や京都市の条例（民泊関連条例）をはじめとする他の関係法令も遵守する必要があるため、他の関係行政機関等にも事前に相談してください。

2 相談・届出窓口

- 消防指導センター（消防用設備等に係る届出などに関すること）
 - ・ 平日（土・日・祝日、年末年始を除く。）
 - ・ 午前9時から午後4時まで（午前11時30分から午後1時を除く。）京都市消防局1階 連絡先：075-212-6924
- ※ 必要となる消防用設備等については、当該センターへ御相談ください。
- 管轄する消防署（消防法令適合通知書の交付申請などに関すること）
 - ・ 平日（土・日・祝日、年末年始を除く。）
 - ・ 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く。）

各管轄消防署の連絡先

各行政区の消防署	電 話	F A X
北 消 防 署	075-491-4148	075-492-1999
上 京 消 防 署	075-431-1371	075-414-1999
左 京 消 防 署	075-723-0119	075-723-1999
中 京 消 防 署	075-841-6333	075-802-1999
東 山 消 防 署	075-541-0191	075-531-1999
山 科 消 防 署	075-592-9755	075-591-1999
下 京 消 防 署	075-361-4411	075-341-1999
南 消 防 署	075-681-0711	075-671-1999
右 京 消 防 署	075-871-0119	075-872-1999
西 京 消 防 署	075-392-6071	075-381-1999
伏 見 消 防 署	075-641-5355	075-643-1999

第1号様式の2（第2条関係）

消防法令適合通知書交付申請書

(宛先) 京都市 (1) 消防署長		(2) 年 月 日	
申請者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地） (3)		申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） (4) 電話 ー	
下記の防火対象物の (5) <input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分 について、消防法令適合通知書の交付を申請します。			
防火対象物	名称	(6) ()	
	所在地	(7)	
	延べ面積	(8)	m ²
届出住宅	面積	届出住宅部分の床面積	(9) m ²
		宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計	(10) m ²
届出住宅	(11) その他の事項	<input type="checkbox"/> 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の規定に基づく国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない	
申請区分	(12)	<input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法第3条第4項の規定による変更の届出	
※ 整理番号		※ 交付番号	
※ 受付年月日		※ 交付年月日	
年 月 日		年 月 日	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 申請に係る届出住宅が防火対象物の部分の場合は、当該届出住宅の名称を（ ）内に記入してください。

3 防火対象物の付近見取図、配置図、平面図その他必要な資料を添付してください。

4 ※印の欄は、記入しないでください。

消防法令適合通知書交付申請書 記入要領（住宅宿泊事業法）

番 号	項 目	確 認 事 項
(1)	宛先	消防法令適合通知書が必要な防火対象物の所在地を管轄する行政区の消防署長宛てとします（中京区内の場合は「中京」と記入し、「京都市中京消防署長」としてください。）。
(2)	申請日	申請書の提出年月日を記入します。
(3)	申請者の住所	申請者の住所を記入します。 申請者が法人の場合、法人の主たる事業所の所在地を記入します。 <u>住宅宿泊事業届出書（第一面）の届出者の住所と一致させてください。</u>
(4)	申請者の氏名	申請者の氏名を記入します。 申請者が法人の場合は、法人名称及び代表者の役職、氏名を記入します。 <u>住宅宿泊事業届出書（第一面）の届出者と一致させてください。</u>
(5)	全体 部分	該当する□に✓印を記入します。 ○○マンションの一住戸（△△号室）で届出住宅を営む場合等は、「部分」の□に✓印を記入します。
(6)	防火対象物の名称	届出住宅を営む建物全体の名称を記入します。 建物の一部で届出住宅を営む場合は、当該届出住宅の名称を（ ）内に記入します。 ○○マンションの一住戸（△△号室）で届出住宅を営む場合等は、○○マンション（△△号室）と記入します。
(7)	防火対象物の所在地	届出住宅の所在地を記入します。 <u>住宅宿泊事業届出書（第四面）の住宅の所在地と一致させてください。建物登記の所在地と同じになります。</u>
(8)	防火対象物の延べ面積	届出住宅を営む建物全体の延べ面積（壁芯にて計測）を記入します。
(9)	届出住宅部分の床面積	届出住宅を営む部分の床面積を記入します。 ○○マンションの一住戸（△△号室）で届出住宅を営む場合等は、○○マンションの一住戸（△△号室）の床面積を記入します。 <u>住宅宿泊事業届出書（第四面）の合計の面積と一致させてください。</u>
(10)	届出住宅の宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計	届出住宅を営む宿泊室（宿泊者が就寝するために使用する室（宿泊室内にある押入れや床の間を除く。））の床面積の合計を記入します。 <u>住宅宿泊事業届出書（第四面）の宿泊室の面積の合計と一致させてください。</u>
(11)	その他の事項	家主居住型の場合は、□に✓印を記入します。 <u>住宅宿泊事業届出書（第五面）のその他の事項の同項目への記入と一致させてください。</u>
(12)	申請区分	消防法令適合通知書の交付を求める根拠となる申請区分の□に✓印を記入します。

注1 申請される前に、防火対象物の所在地を管轄する消防署に事前に相談してください。

注2 不明な箇所は、消防署に申請の際、窓口で確認のうえ、追記していただいても差支えありません。